

資料

令和 3 年 3 月 日

佐倉市上下水道事業管理者 関 口 直 行 様

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会

会 長 三 枝 康 雄

「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方」に関する提言【案】

『佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会』では、佐倉市上下水道ビジョンの基本理念「快適な暮らしを未来につなぐ佐倉の上下水道」を踏まえ、今後の水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）のあり方について議論を重ねてきました。

その結果、当懇話会の結論として、料金等のあり方について、下記のとおり提言いたします（議論経過等については別紙付属資料を参照）。

記

1 料金等のあり方について（共通事項）

今回、料金等のあり方を検討するにあたり、事業運営の基本的事項として、事務局から、前回懇話会（※1）の提言（付帯意見）で示された“適時適切な検討による大幅改定の回避”の趣旨を踏まえ、以下の考え方が示されました。

（※1）「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方」に関する提言（平成 28 年 2 月 22 日）

- ・料金等の改定は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えるものであることから、佐倉市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、保有する現金預金を活用しつつ（手持ち資金の取り崩し）、段階的かつ平準化して料金等の見直しを行うこと。具体的現金預金残高については、災害対応と大幅値上げ回避の観点から、1 年間の料金等の収入の 1/2 程度を確保すること。

- ・料金等の検討については、佐倉市の第5次佐倉市総合計画との整合性をより一層高め、定期的に検討を行う必要があり、今後は、4年毎に経営状況や収支見通しを踏まえ検討、見直しを定期的に行うこと。

当懇話会としては、これらは、いずれも付帯意見の趣旨と合致するもので、佐倉市の上下水道事業の健全性と持続性を保つための基本的事項として、妥当である、と判断し、この2点を前提に今回の料金等のあり方（改定の有無）を検討いたしました。

2 水道料金のあり方について

（1）水道事業については、令和元年度決算において約50億円の現金預金を保有し、当面の経営体力は保持しているものの、八ッ場ダム完成による受水費の増加などから現行水道料金を維持した場合、令和9年度において残高がマイナスに陥るなど、危機的状況となる推計結果が提出され、水道料金の改定が必要であるという結論に達しました。

（2）改定水準については、以下の理由から別紙付属資料（別紙付属資料P11 図表3）におけるパターン④（平均改定率7.4%）の考え方を基本とした改定水準は、妥当である、という結論に達しました。

- ・「水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）（以下、「算定要領」という。）に基づく総括原価による料金算定では、3割を超える大幅な改定率が示されましたが、使用者への急激な影響を抑えるため、水道事業が保有する現金預金を活用し、大幅値上げを回避する方策がとられていること。

- ・今回、改定を見送った場合、現金預金の急激な減少に加え、後年度の改定率が大きくなることが試算されており、当懇話会としても早めの改定が使用者にとって得策と判断したこと。
- ・近々に下水道使用料の改定が想定されない中で、今回、水道料金を改定することで、水道料金と下水道使用料の同時期改定を避けることの配慮がなされていること。

(3) 料金体系については、現在、メーター口径別に一定額を定めた基本料金と使用水量に応じて算出される従量料金に分かれた二部料金制となっています。このうち、従量料金については、使用量増加に伴い段階的に高額となる逦増型料金体系となっています。

当懇話会としては、今回の検討にあたり改定する場合においても急激な改定は好ましくない、という事務局の考え方は、妥当であるとし、料金体系における二部料金制や逦増型料金体系は、現行どおり維持すべきという結論に達しました。

その上で、基本料金については、一部の使用者に急激な料金負担増にならないように、すべての使用者で公平に担うことが現実的と考えられるため、平均改定率（前述の 7.4%）を現行基本料金に乘じる一律改定を基本とすることが、妥当である、と判断いたしました。

また、従量料金については、算定要領に基づき均一型料金を算出し、それを基準額とした上で、現行の 5 つの水量区画の料金単価が基準額を下回る 2 区画の料金（ $1\text{ m}^3\sim 10\text{ m}^3$ 及び $11\text{ m}^3\sim 20\text{ m}^3$ ）を同額改定し（2 区画それぞれ平準化し 8 円の値上げ）、基準額を上回る 3 区画の現行料金を据置きする案（別紙付属資料 P16 図表 11）を以下の理由から選択しました。

- ・算定要領に基づく料金体系（均一型料金）に段階的に近づける、という考え方を踏まえつつも、本案は、小口利用者と大口利用者の負担増のバランスや改定時の市民理解などを総合的に検討したもので、現実的な改定案と認められること。

なお、水道料金全般に渡る議論において、千葉県環境保全条例により暫定的な利用許可となっている水源井戸の継続利用や当該条例自体の見直し、あるいは、印旛広域水道（※2）の受水単価の見直しを求める意見などとともに、次回の見直しの際は、大口利用者にも配慮を望む声などがありましたことを付け加えます。

（※2）印旛広域水道用水供給事業の略。印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部が、印旛広域水道用水供給事業として印旛地域の7市1町1企業に水道水を供給している。

3 下水道使用料のあり方について

下水道事業については、人口減少や施設の老朽化対策、印旛沼流域下水道（千葉県）の地方公営企業法適用（企業会計方式の導入）による流域下水道維持管理費の単価（いわゆる汚水処理単価）の変更など、今後、経営状況の悪化が懸念されるものの、平成29年度の下水道使用料改定に伴い、経営状況は大幅に改善されており、現行の使用料体系で当面の間は、安定的な経営を維持することが可能と判断されることから、現時点の改定は見送るべきという結論を得ました。

4 生活保護減免について

生活保護減免制度については、水道事業が佐倉市給水条例、下水道事業が佐倉市下水道条例に基づき、運用していますが、いずれも一般会計からの繰入金がなく料金等によって賄われています。これらは、運用開始から相当の期間が経過し、制度を取り巻く社会環境が大きく変貌していることや第6次佐倉市行政改革実施計画において改革項目に挙げられたことなどを踏まえ、制度を存続させる必要性について検討したものです。

当懇話会では、このような背景を踏まえ、千葉県内の減免実施状況や近隣における制度の見直し状況、廃止した場合の影響などを総合的に検討した結果、以下の理由から廃止することは、妥当である、という結論に達しました。

また、国において平成 30 年度から段階的に生活保護費基準額の見直しがされており、生活保護世帯への配慮が必要との考え方もありますが、そもそも生活保護費に光熱水費が含まれていることに変わりはないため、経過措置は、設けない、との結論を得ました。

- ・生活保護法により支給される生活扶助に水道料金や下水道使用料相当額が含まれていること。
- ・上下水道サービスに係る料金等は、利用者全体で公平に負担すべき、という原理原則を踏まえ、受益者負担の適正化を図る必要があること。
- ・生活保護減免制度については、水道事業では実施が少なく下水道事業においても、制度を廃止する事業体があること。

なお、当懇話会では、地方公営企業における独立採算制を基本とした受益者負担の原則に照らし、減免制度の廃止を妥当であるとする結論に至ったもので、市長部局における他の施策として実施することを否定するものではないことを付け加えます。

5 今後に向けて期待すること

(1) 前回懇話会付帯意見の継続

前回、懇話会の提言（付帯意見）で示された“広報による周知・理解”“適時適切な検討による大幅改定の回避”“経営努力による原価低減”の趣旨は、料金等のあり方検討を含め事業運営の基本的事項であることから、今後も引き続き、その取り組みの一層の強化を要請します。

なお、料金等の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、特に広報活動については、上下水道使用者の理解と同意が得られるよう積極的な活動と十分な説明責任を果たすことを期待します。

（２）施設の耐震化、更新事業の計画的な実施

上下水道事業は、拡張整備の時代から維持管理、更新の時代に移行し、水道施設耐震化計画（水道事業）やストックマネジメント計画（下水道事業）等の更新を確実にを行い、災害に強い施設の確保が必要です。施設の維持管理などについては、計画的に進めることとし、水需要の動向を見据えて、施設運用の効率化や施設能力の適性化について検討を行い、合理化に向けた取り組みの実施が望まれます。

（３）料金等の体系のあり方についての方向性

料金等の体系のあり方については、佐倉市の利用者実態や水需要構造、あるいは、子育て支援等の人口増加策や企業誘致、更には市長部局と公営企業が積極的に連携した政策など、市全体の政策とも関係することから、算定要領などの基本的考え方との兼ね合いを含め、引き続き調査・研究に努め、見直しを検討されるよう期待します。

（４）料金改定時期の配慮

新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の宣言など、生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生した場合、水道料金の改定時期については、社会情勢の状況などを踏まえて配慮することを要請します。

6 付属資料

付属資料は、「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方」に関する提言をまとめるにあたって、懇話会において事務局から提示された資料や説明に基づく議論過程の要点を整理したものです。

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会

会 長 三 枝 康 雄

副会長 上 田 節 子

委 員 國 嶋 紀 孝

委 員 渡 辺 亨

委 員 小 野 房 子

委 員 金 子 雅 弘

「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方」に関する提言

【付属資料】

1 水道料金について

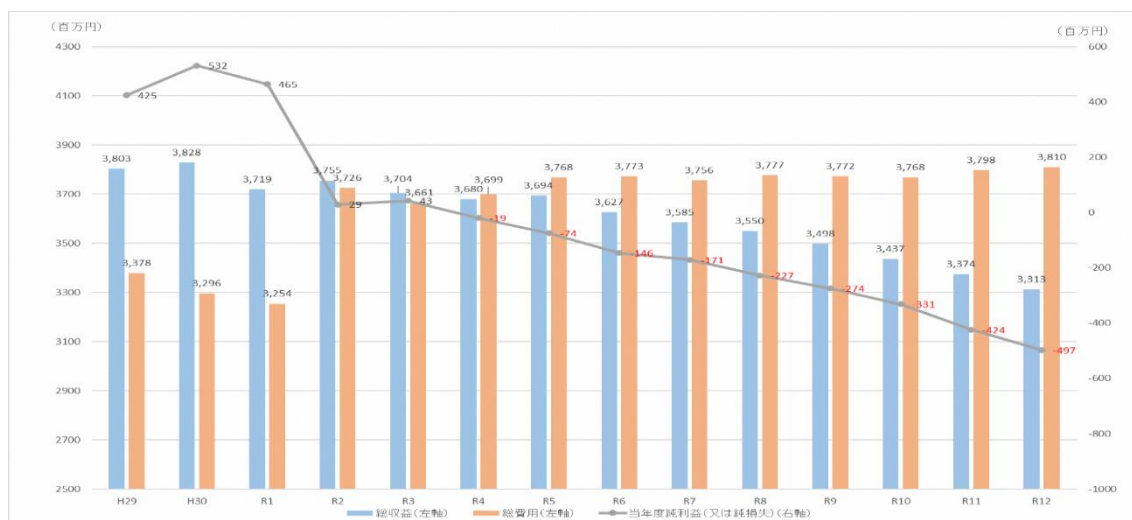
(1) 経営状況及び財政推計

今回、水道料金のあり方を検討するにあたり、前提となる経営状況及び財政推計について、事務局より説明がありました。主な事項は以下のとおりですが、概略的には、現状、約 50 億円の現金預金を保有し、安定経営を維持しているものの、今後、水需要の減少や建設事業の増加等により現金預金残高は、大幅に減少し、経営状況は大きく悪化する見込み、との内容です。

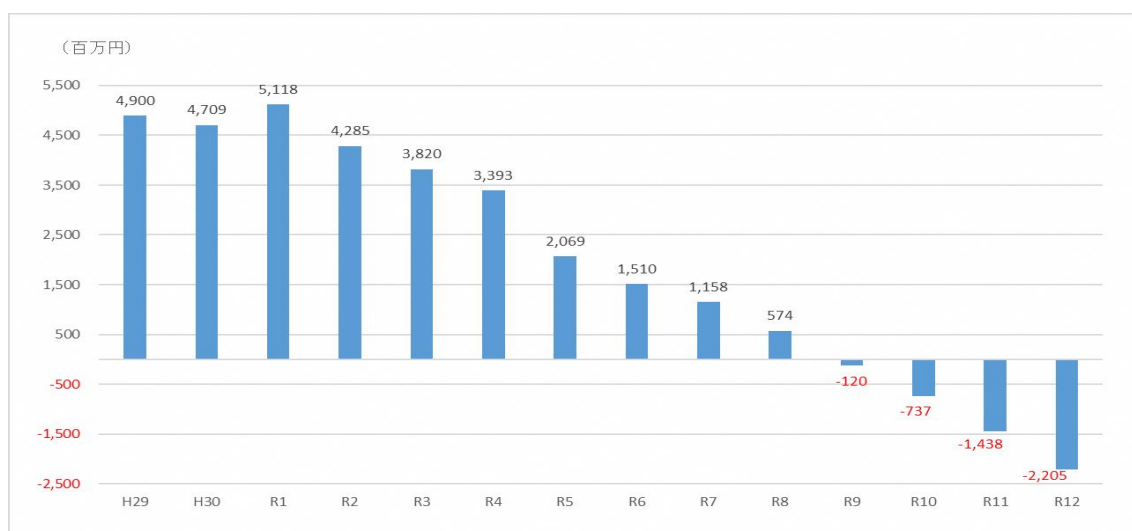
【経営状況及び財政状況について】

- ア 水道事業については、平成 13 年の料金改定以来（消費税を除く）黒字経営を維持し、令和元年度決算で約 50 億円の現金預金を保有するなど、現状、安定経営を維持し、当面の経営体力は保持していると考えていること。
- イ 水道料金収入は、人口減少等による有収水量の減少のため、令和 3～12 年度にかけて 8%減少することが見込まれること。
- ウ 費用については、建設改良費の増加により減価償却費の増加が見込まれるとともに、八ツ場ダム完成（令和元年度）による受水の開始により、受水費は令和元年度までの約 11 億円から令和 2 年度以降は、約 14 億円と 3 億円程度増加すること。
- エ 建設改良費については、水道施設の耐震化計画に基づき管路の耐震化及び浄水場施設の更新等を進めていく必要があり、加えて霞ヶ浦導水の完成を見据えた施設整備が必要であること。
- オ これら複合的要因により、企業の経営成績を示す当期純利益は令和 4 年度に赤字に転じ、以降、年々マイナスの幅が拡大していくことが見込まれること。また、現金預金残高についても令和元年度の約 50 億円をピークに、以降は漸減が続き、遂には令和 9 年度にはマイナスとなり、危機的状況となること。

図表 1 当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和 2 年 10 月 6 日時点）



図表 2 現金預金残高の推移（令和 2 年 10 月 6 日時点）



【現金預金残高について】

水道料金の改定を検討するにあたり保有する現金預金の残高は重要な要因です。この点、佐倉市水道事業としては、災害対応（※1）と大幅値上げの回避（※2）のため、年間給水収益の 1/2 程度（基準額としては、15 億円～16 億円程度）を確保することが望ましい、とする考え方が示されました。

当懇話会としては、事業運営の健全性と持続性を保つため、この考え方を適正と判断し、上記基準額を基本に改定の有無や改定率を検討することといたしました。

(※1 理由 1) 災害対応（災害への備え）

現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として6カ月を想定し、それに見合う現金預金を保有すべきと考えていること。

(※2 理由 2) 大型値上げの回避

改定時の大幅値上げを回避するため、資産維持費の一部をあらかじめ確保することとし、その額は、算定要領に定める償却資産の3%の1/2、1.5%相当の額が望ましいと考えていること。

注：資産維持費について（補足説明）

資産維持費とは、物価変動に伴う工事費増大等への備えとして、算定要領において総括原価に参入すること（利益に上乗せすること）が認められており、その額は償却資産の額に資産維持率 3%を乗じた額が標準とされています。

以上を踏まえ、佐倉市水道事業で確保したい現金預金残高を試算した結果、基準額は、15 億円～16 億円程度となったものです。

〔基準額（令和元年度決算ベース）〕

資産維持費（算定期間 4 年分）	給水収益 6 カ月分	基準額
約 15 億円 償却資産 250 億円×1.5%×4 年	約 16 億円	15 億円～ 16 億円程度

(2) 水道料金の改定について

今回の算定では、全国水道事業体が水道料金算定の基本としている算定要領の考え方を踏まえつつ、算定期間（令和 4～7 年度）における改定率は、現状、現金預金を約 50 億円保有していることや前懇話会からの提言（適時適切な検討による大幅改定の回避）、昨今の社会情勢等を考慮し、大幅な改

定は回避したい、とする考え方が示され、具体的な改定率としては、最大でも 10%程度としたい旨の説明がありました。

なお、現金預金（50 億円）を活用せず（取り崩しをせず）、算定要領に定める算定方式をそのまま適用した場合の改定率は 3 割を超える、との説明がありました。

このような考え方を踏まえ、今回の算定では、前述の現金預金（50 億円）を活用し、改定率をできるだけ抑制する方策を中心に、今回は改定しないパターンを含め最終的に以下の 5 つのパターン提示がありました。

図表 3 改定現金パターンについて

	R4	R8(参考)	説 明
パターン①	0%	0%	今後改定をしないパターン。 現金預金残高は令和 7 年度に 15 億円を下回り、 令和 9 年度にはマイナスとなる。
パターン②	0%	32.7%	令和 4 年度に改定を行わないパターン。 令和 7 年度に 15 億円を下回るため、令和 8 年 度に確保すべき現金預金残高を回復させるため に令和 8 年度に大幅な値上げが必要となる。
パターン③	5.7%	10.8%	令和 11 年度まで 15 億円以上の現金預金確保を 前提に令和 4 年度の改定率を極力低くしたパタ ーンで、パターン⑤の 1/2 としたパターン。
パターン④	7.4%	7.4%	令和 11 年度まで 15 億円以上の現金預金確保を 前提に令和 4 年度と 8 年度の改定率を均等平準 化したパターン。
パターン⑤	11.4%	0%	令和 4 年度のみ改定するパターン。 早めに大きく上げることで料金改定の周期を伸 ばすことができる。

ア 本改定率は平均改定率であり、料金体系を見直した場合、量水器の口径や
水量に応じ、利用者ごとに改定率は異なります。

イ 令和 4～11 年度まで現金預金を 15 億円維持する前提の下、パターン③～
⑤については、令和 11 年度まで当期純利益（黒字）を維持する設定です。

ウ 令和 8 年度は、参考値として示されたものですが、今後は、下表のとおり定期的に検討したい旨の説明がありました。

図表 4 料金等の算定期間について

懇話会と料金等の改定スケジュール(予定)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
懇話会	○				○				○				○			
条例改正		△				△				△				△		
改定			■				■				■				■	
算定期間			算定期間				算定期間				算定期間				→	→
市総合計画	前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画				次期基本計画 前期			

注：本表スケジュールは、改定時のもので、改定しない場合、条例改正はありません。

図表 5 新料金改定パターンごとの現金預金残高及び利益の状況

(単位: 百万円)												
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
パターン①	現金預金残高	4,017	3,545	3,138	1,842	1,316	1,017	489	-138	-683	-1,303	-1,983
R4	0% 当期純利益(又は純損失)	38	72	40	-9	-75	-81	-133	-169	-221	-305	-373
R8	0% 当期純利益(又は純損失) * 長期前受金戻入を控除	-316	-281	-314	-395	-418	-412	-454	-463	-496	-555	-600
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
パターン②	現金預金残高	4,017	3,545	3,138	1,842	1,316	1,017	1,500	1,880	2,330	2,696	2,992
R4	0% 当期純利益(又は純損失)	38	72	40	-9	-75	-81	878	838	774	681	603
R8	32.7% 当期純利益(又は純損失) * 長期前受金戻入を控除	-316	-281	-314	-395	-418	-412	557	543	499	431	376
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
パターン③	現金預金残高	4,017	3,545	3,318	2,201	1,853	1,731	1,733	1,632	1,609	1,504	1,335
R4	5.7% 当期純利益(又は純損失)	38	72	220	170	103	97	396	358	300	211	138
R8	10.8% 当期純利益(又は純損失) * 長期前受金戻入を控除	-316	-281	-134	-216	-240	-235	75	64	24	-39	-89
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
パターン④	現金預金残高	4,017	3,545	3,372	2,308	2,013	1,944	1,891	1,736	1,659	1,501	1,279
R4	7.4% 当期純利益(又は純損失)	38	72	273	223	156	150	341	303	246	158	85
R8	7.4% 当期純利益(又は純損失) * 長期前受金戻入を控除	-316	-281	-81	-163	-187	-182	20	9	-29	-92	-142
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
パターン⑤	現金預金残高	4,017	3,545	3,498	2,559	2,390	2,445	2,270	1,994	1,796	1,519	1,180
R4	11.4% 当期純利益(又は純損失)	38	72	399	349	281	274	219	182	126	39	-32
R8	0% 当期純利益(又は純損失) * 長期前受金戻入を控除	-316	-281	45	-37	-62	-57	-102	-112	-150	-211	-259

このような改定パターンから当懇話会の議論では、今回改定をしないパターン①では、資金ショートなど後年度、危機的状況になること、パターン②では、次回改定予定年度の令和 8 年度に 32% の大幅な改定率が試算されることから、利用者負担を考慮すれば得策ではなく避けるべき、との意見でまとまりました。

次にパターン③～⑤では、令和 4～11 年度まで当期純利益を維持し、併せて現金預金残高を 15 億円以上確保する設定となっており、段階的改定をどうすべきか、という点について議論がなされました。

この点は、議論の過程において、全体改定率は一般世帯や大口利用など、利用者別に具体の改定額を分析評価した上で判断すべき、との意見から水道料金体系と併せて検討することになりました。（本資料では、後段（2））

（3）水道料金体系について

現在の水道料金は、二部料金制「基本料金（メーター口径）＋従量料金（使用水量）」で算出され、料金体系は、口径別基本料金と逓増型従量料金で構成されています。現在の料金表は以下のとおりです。

図表 6 佐倉市水道料金表（1 カ月：税抜）

用途	メーター口径	基本料金	従量料金（1m ³ につき）				
			0— 10m ³	11— 20m ³	21— 30m ³	31— 70m ³	71m ³ 以上
区分無	13mm	520円	80円	130円	180円	230円	270円
	20mm	1,090円					
	25mm	1,950円					
	30mm	3,450円					
	40mm	5,950円					
	50mm	9,600円					
	75mm	21,400円					
	100mm	38,000円					
	150mm	83,000円					

○使用水量が多ければ、単価が段階的に高くなる**逓増型従量料金**です。

○逓増度（※）は、**3.4**です。

※逓増度＝最高従量料金単価÷最安従量料金単価

このような料金表からパターン③～⑤の改定をした場合、基本料金及び従量料金の改定額と改定した場合の利用者別影響額が示されました。

図表 7 口径別基本料金

口径	基本料金(円/月)税抜き			
	現行	パターン③ 5.7%	パターン④ 7.4%	パターン⑤ 11.4%
13mm	520	630 (+110)	640 (+120)	650 (+130)
20mm	1,090	1,070 (△20)	1,090 (—)	1,130 (+40)
25mm	1,950	1,520 (△430)	1,540 (△410)	1,610 (△340)
30mm	3,450	2,390 (△1,060)	2,430 (△1,020)	2,530 (△920)
40mm	5,950	3,930 (△2,020)	4,000 (△1,950)	4,190 (△1,760)
50mm	9,600	6,900 (△2,700)	7,020 (△2,580)	7,310 (△2,290)
75mm	21,400	14,290 (△7,110)	14,570 (△6,830)	15,280 (△6,120)
100mm	38,000	24,740 (△13,260)	25,240 (△12,760)	26,540 (△11,460)
150mm	83,000	62,140 (△20,860)	63,310 (△19,690)	66,360 (△16,640)

注：基本料金については、算定要領の考え方に基づき理論流量比（ウィリアム・ヘーゼンの公式）と地域の使用実態等を考慮して算出されたものです。

図表 8 逓増型従量料金

水量区画	従量料金(円/月)税抜き			
使用量	現行	パターン③ 5.7%	パターン④ 7.4%	パターン⑤ 11.4%
1-10m³	80	91 (+11)	94 (+14)	102 (+22)
11-20m³	130	140 (+10)	143 (+13)	151 (+21)
21-30m³	180	180 (—)	180 (—)	180 (—)
31-70m³	230	230 (—)	230 (—)	230 (—)
71m³以上	270	270 (—)	270 (—)	270 (—)
逓増度	3.4	3.0	2.9	2.7
従量料金均一型単価		145	148	153

注：従量料金については、使用量にかかわらず公平に負担すべきものであることから、算定要領では、原則均一型とされています。他方、逓増型から均一型への移行は、急激な変化をもたらし一般家庭への負担が大きいことから

本案では、均一型移行への第一歩として提案されています。具体的には、水量区画は現行どおりとし、算定要領に基づき算出した基準単価（均一型単価）以上の単価は、据え置き、基準単価以下の単価は、改定（1 m³～10 m³は 14 円、11 m³～20 m³は 13 円の値上げ）しようとする案です。

図表 9 改定料金の比較

水道料金(税込み額)円		一般世帯				大口利用	
		口径 13mm 1ヶ月 12m ³		口径 20mm 1ヶ月 17m ³		口径 150mm 1ヶ月 66,100m ³	
		現行	改定 (増額)	現行	改定 (増額)	現行	改定 (減額)
パターン③	5.7%	1,738	2,002 (+264)	3,080	3,256 (+176)	19,716,620	18,974,879 (△741,741)
パターン④	7.4%	1,738	2,053 (+315)	3,080	3,334 (+254)	19,716,620	19,695,258 (△21,362)
パターン⑤	11.4%	1,738	2,169 (+431)	3,080	3,528 (+448)	19,716,620	19,698,789 (△17,831)
生活保護減免世帯 (※基本料金のみ減免)		1,166	—	1,881	—	—	—

このような提案を受け、当懇話会における議論では、当初、料金収入が多い早めの時期に一気に改定するパターン⑤（二けた改定率）の意見もありましたが、最終的に、平準化されたパターン④が望ましい、という方向になりました。ただし、同時に議論された料金体系について、本案では、大口利用者は引き下げ、小口利用者のみが値上げとなる点が大きな論点となりました。

この点、事務局からは、算定要領に基づいた料金体系（均一型単価）に近づけるという考え方から、それに基づいて算定した結果、との説明であったが、最終的に意見集約には至らず、再度、修正案を求めることになり、次項の修正案が提示されました。

修正内容としては、基本料金は、現行基本料金に平均改定率 7.4%を一律に乘以、従量料金については、1 m³～10 m³、11 m³～20 m³それぞれ当初案から値上げ幅を引き下げ、8 円値上げしようとするものです。

図表 10 口径別基本料金（修正案）

口径	基本料金(円/月)税抜き			
	現行	現行案 ()内は現行単価との差額	修正案 ()内は現行単価との差額	差額 修正案－現行案
13mm	520	640 (+120)	558 (+38)	△82
20mm	1,090	1,090 (－)	1,171 (+81)	+81
25mm	1,950	1,540 (△410)	2,094 (+144)	+554
30mm	3,450	2,430 (△1,020)	3,705 (+255)	+1,275
40mm	5,950	4,000 (△1,950)	6,390 (+440)	+2,390
50mm	9,600	7,020 (△2,580)	10,310 (+710)	+3,290
75mm	21,400	14,570 (△6,830)	22,984 (+1,584)	+8,414
100mm	38,000	25,240 (△12,760)	40,812 (+2,812)	+15,572
150mm	83,000	63,310 (△19,690)	89,142 (+6,142)	+25,832

一律7.4%の値上げ

図表 11 逓増型従量料金（修正案）

水量区画		従量料金(円/月)税抜き		
使用量	現行	現行案 ()内は現行単価との差額	修正案 ()内は現行単価との差額	差額 修正案－現行案
1-10m ³	80	94 (+14)	88 (+8)	△6
11-20m ³	130	143 (+13)	138 (+8)	△5
21-30m ³	180	180 (0)	180 (0)	0
31-70m ³	230	230 (0)	230 (0)	0
71m ³ 以上	270	270 (0)	270 (0)	0
逓増度	3. 4	2. 9	3. 1	+0. 2
従量料金均一型単価		148		

注：従量料金の修正案については、上記案の他 1 m³～10 m³をプラス 6 円、11 m³～20 m³をプラス 10 円とする別案も提案されましたが、紙面の都合からここでは最終決定案（1 m³～10 m³及び 11 m³～20 m³を同額改定し、2 区画それぞれ平準化し 8 円の値上げ）のみ記載します。

図表 12 改定料金の比較（修正案）

水道料金(円/月) 税込み額	一般世帯				大口利用	
	口径 13mm 1ヶ月 12m ³		口径 20mm 1ヶ月 17m ³		口径 150mm 1ヶ月 66,100m ³	
	現行	改定 (現行との差額)	現行	改定 (現行との差額)	現行	改定 (現行との差額)
現行案		2,053 (+315)		3,334 (+254)		19,695,258 (△21,362)
修正案	1,738	1,885 (+147)	3,080	3,319 (+239)	19,716,620	19,723,552 (+6,932)
差額 修正案－現行案		△168		△15		+28,294
修正案のコメント	・現行料金から147円の値上げ ・現行案から168円減額		・現行料金から239円の値上げ ・現行案から15円減額		・現行料金から6,932円の値上げ ・現行案から6,932円増額	

本修正案の議論の過程において、対外的な働きかけを望む声として、千葉県環境保全条例の規制を受ける水源井戸の継続利用や当該条例自体の見直し、印旛広域水道の受水単価の見直しなどありました。

また、経営面においては、企業会計として独立採算で運営される上下水道事業は、現金収支のみならず、損益計算における利益にも当然配慮すべきであること、制度上、現金の裏付けのない収入である長期前受金戻入が収益に計上されることから経営状態の判断を見誤ることなく、総括原価に基づく適正な料金等の水準を保つよう今後も検討を継続すべきこと、今回の改定案（令和4年度に7.4%）は、参考値として令和8年度における同率の改定を包含しているが、次回、検討時においては、これを前提条件とせず、改定率の圧縮に向けた経営努力を重ねること、次回の見直しの際は、大口利用者にも配慮を望む声などがありました。

当懇話会としては、これら意見が交わされる中、最終的に本修正案では、小口径のみの値上げにならぬよう、全ての口径について、値上又は、現行料金の維持となっていることや算定要領の考え方を踏まえつつ、負担の公平性にも配慮したものとなっていることなどから、本修正案による料金改定は、妥当である、という結論に至りました。

2 下水道使用料のあり方について

(1) 経営状況及び財政推計

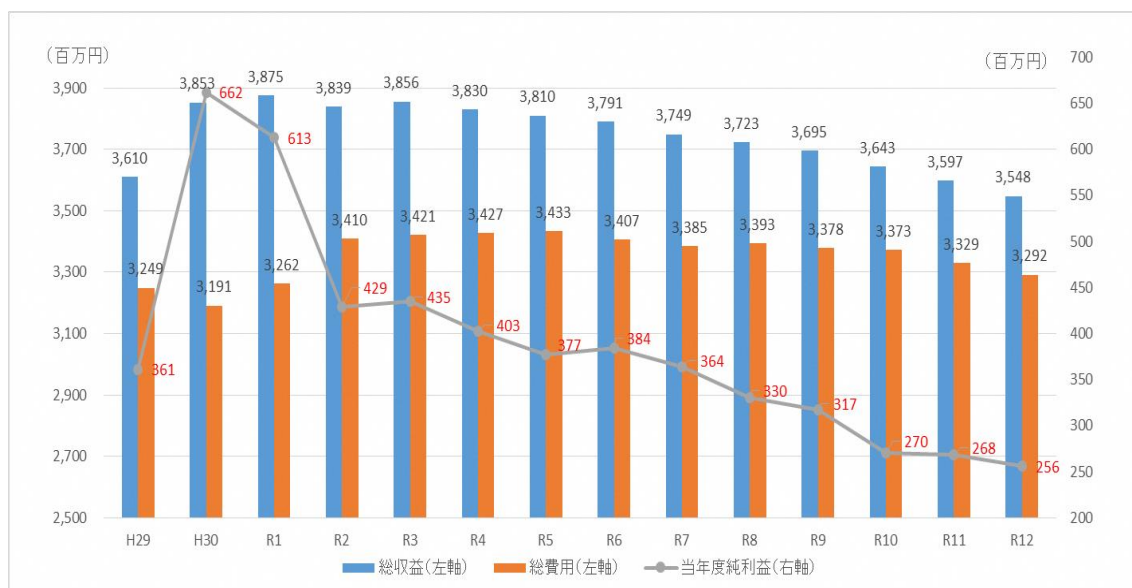
今回、下水道使用料のあり方を検討するにあたり、前提となる経営状況及び財政推計について事務局より説明がありました。

主な事項は以下のとおりですが、概略的には、平成 29 年 7 月に 33.1%の改定を実施し、これにより経営状況は大幅に改善され、当面の間は、現行の使用料で安定的な経営を維持することが可能、との内容です。

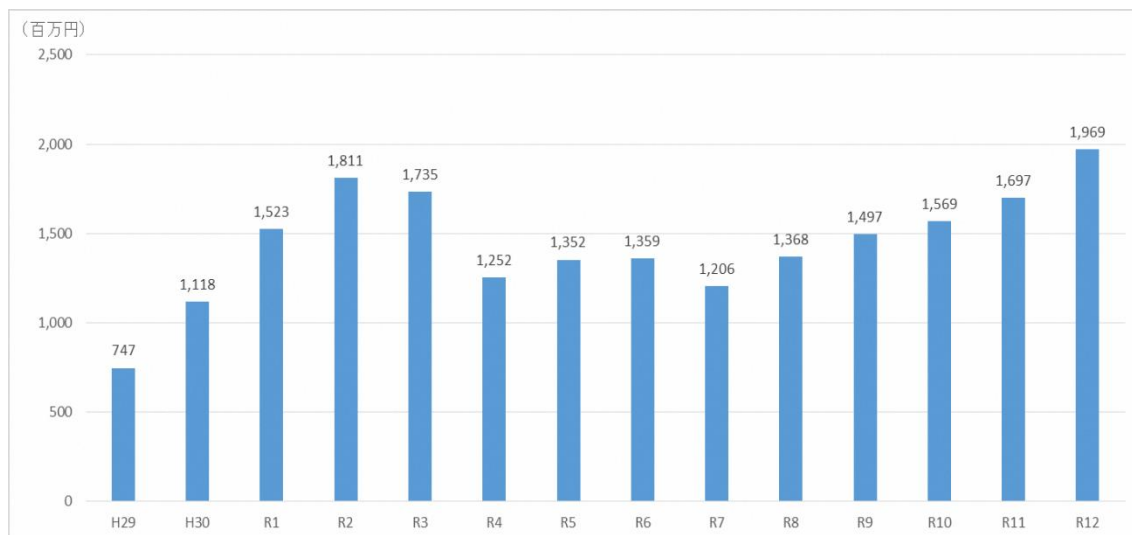
【経営状況及び財政状況について】

- ア 下水道事業については、平成 29 年 7 月に 33.1%の改定を実施し、現状、約 16 億円の現金預金を保有する中で安定経営を継続していると考えていること。
- イ 下水道使用料収入は、人口減少等による有収水量の減少のため、令和 3～12 年度にかけて 7.3%減少することが見込まれること。
- ウ 費用については、令和 2 年度から千葉県流域下水道が企業会計に移行し汚水処理に係る処理単価が改定されたことや、管路の改築修繕や中継ポンプ場の更新、耐震化等を進める必要があるため、減価償却費の増加とともに当年度純利益は減少傾向となる見込みであること。
- エ 以上を踏まえ、今後の下水道事業は、支出の増加要因が懸念されますが、本推計期間では、黒字経営を維持し、事務局が考える現金預金残高（12 億円～13 億円）の水準を維持することが可能と思われること。

図表 13 当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和 2 年 10 月 6 日時点）



図表 14 現金預金残高の推移（令和 2 年 10 月 6 日時点）



【図表 14 補足】

下水道事業の現金預金残高は、令和 2 年度までは増加し、その後、令和 3～7 年度までは減少傾向（微増微減含む）、令和 8 年度からは、再度、増加していることの理由は、以下のとおりです。

- ア 令和2年度までの増加…国の補助制度が従来の長寿命化計画から点検調査を重視したストックマネジメント計画（SM計画）に変更されたことから新たにSM計画を策定する必要があり、この間、事業費を一時的に縮小せざるを得なかったため。
- イ 令和3～7年度の減少傾向…SM計画に移行し、同計画に基づく事業がスタートしたことに加え、市単独事業（SM計画以外の事業）での管渠改築工事を予定していることで、事業費が一時的に増加したため。
- ウ 令和8年度以降の増加…前述の市単独事業が終了したことに加え、SM計画に基づく点検調査、予防保全の推進により管渠工事費の軽減を見込んだため。

【現金預金残高について】

下水道使用料の改定を検討するにあたり保有する現金預金の残高は重要な要因です。この点については、佐倉市下水道事業としては、災害対応（※1）と大幅値上げの回避（※2）のため、年間使用料収入の1/2程度（基準額としては、12億円～13億円程度）を確保することが望ましい、とする考え方が示されました。

当懇話会としては、事業運営の健全性と持続性を保つため、この考え方を適正と判断し、上記基準額を基本に改定の有無や改定率を検討することといたしました。

（※1 理由1）災害対応（災害への備え）

現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として6カ月を想定し、それに見合う現金預金を保有すべきと考えていること。

(※2 理由 2) 大型値上げの回避

改定時の大幅値上げを回避するため、資産維持費の一部をあらかじめ確保することとし、その額は、償却資産の3%の1/2、1.5%相当の額が望ましいと考えていること。

注：資産維持費について（補足説明）

資産維持費の使用目的は、前述（P10）水道事業と同様ですが、現状、下水道事業では、水道事業の資産維持率 3%に相当する率の定めがないため、下水道事業の 3%を適用しています。

以上を踏まえ、佐倉市下水道事業で確保したい現金預金残高を試算した結果、基準額は、12 億円～13 億円程度となったものです。

〔基準額（令和元年度決算ベース）〕

資産維持費（算定期間 4 年分）	給水収益 6 カ月分	基準額
13 億円 償却対象資産 220 億円×1.5%×4 年	12 億円	12 億円～ 13 億円程度

(2) 下水道使用料の改定について

このような経営状況及び財政推計から当懇話会の議論では、下水道事業については、平成 29 年 7 月に 33.1%の大幅値上げを実施し、財務状況は大きく改善していること、今回の財政推計期間において黒字経営を維持し、現金預金残高について事務局の定める基準額の水準を維持することが可能であること、前回、大幅改定を実施し、市民や事業者に大変な負担をかけたことに十分配慮すべきであること、などの理由から今回の改定は、見送るべきとの結論を得ました。

3 生活保護減免について

(1) 検討の背景

生活保護減免制度の運用については、佐倉市行政改革懇話会からの提言(※)において、「少子高齢化社会の進展を背景とした行政需要の増加により、扶助費等の歳出額は年々増加している。今後も更なる少子高齢化により歳出額の増加は避けられないものと想定されるが、社会情勢に合わなくなった事業は廃止し、その財源をもって市民が安心して住み続けられるよう必要とされる行政サービスの精査に努められたい」とされています。

その提言を十分に踏まえた第 6 佐倉市行政改革大綱に基づき策定された第 6 次佐倉市行政改革実施計画（改革項目・概要）（令和 2 年 3 月）において、改革項目「社会情勢にあった福祉サービスの実施」の中で、「社会情勢、財政状況に応じた市単独扶助事業、減免制度の精査、見直し」として挙げられています。

(※)「第 6 次佐倉市行政改革大綱策定に向けての提言」（令和元年 9 月）

料金等の生活保護減免制度は、佐倉市給水条例及び佐倉市下水道条例に基づき運用を行っていますが、いずれも運用開始から相当の期間が経過し、制度を取り巻く社会環境が大きく変貌していることから時代や環境の変化に対応した事業運営を行うにあたり、制度を存続させる必要性、また、生活保護世帯に支払われる生活保護費のうち生活扶助費の基準額に、水道料金及び下水道使用料相当額が、光熱水費として含まれることから、負担の適正化を図るため、制度の廃止について検討を行ったものです。

(2) 生活保護制度と他事業体の動向

現在、生活保護法により支給される「生活扶助」には、料金等が含まれており、負担の適正化と行政改革の一環として制度を見直す動きが生じています。

【水道事業】

千葉県内 38 事業者のうち、佐倉市を含む 7 事業者が生活保護受給者に対する減免制度があります。一方、減免制度がない事業者は、31 事業者です。

【下水道事業】

千葉県内 35 事業者のうち、佐倉市を含む 17 事業者が生活保護受給者に対する減免制度があります。一方、減免制度がない事業者は、18 事業者です。

なお、減免制度がない事業者のうち、4 事業者は、過去に減免制度を廃止しています。（廃止については、平成 20 年度以降に廃止したものを集計）

図表 15 減免制度のある事業者及び見直し状況

水道事業	下水道事業
佐倉市、松戸市、印西市、白井市、流山市	佐倉市、松戸市、印西市、白井市、流山市
千葉市、千葉県水道局（※1）	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、市原市、野田市、旭市、大網白里市、柏市、八街市、木更津市、栄町

※1 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域及び千葉市、船橋市、習志野市、松戸市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部

	水道事業	下水道事業
袖ヶ浦市	実施していない (かずさ水道広域連合企業団として)	平成21年 7月 廃止
東金市	実施していない (山武郡市広域水道企業団として)	平成25年10月 廃止
館山市	実施していない (三芳水道企業団として)	平成30年 4月 廃止
千葉市	実施している (市営水道として)	令和 2年 4月 廃止 ※経過措置 1年間

	水道事業	下水道事業
神奈川県営水道	平成27年4月～	－
藤沢市(神奈川県)	県営水道として廃止	令和元年7月～
厚木市(神奈川県)	県営水道として廃止	令和2年4月～
川西市(兵庫県)	平成29年4月～ ※経過措置として平成28年度以前より継続して適用を受けている世帯は、平成29年度2期分(平成29年6月または7月の水道メーター検針分)より廃止します。	平成29年4月～

(3) 本減免について市長部局の意見

(平成 28 年度)

- ・上下水道部から市長部局（福祉部）に生活保護減免相当額の負担を依頼したが、財源的な理由で負担をするのは難しい状況
- ・負担はできないが、福祉的な観点から減免は継続してもらいたいとのこと。

(令和 2 年度)

- ・第 6 次行政改革で、社会情勢にあった福祉サービスの実施として、「社会情勢、財政状況に応じた市単独補助事業、減免制度の精査、見直し」が掲げられた中で、福祉部門としては、上下水道部と引き続き協議をしていくとのこと。

(4) 廃止した場合の影響について

現在の減免制度は、上下水道事業の施策として実施しているもので、一般会計からの繰入はなく、経営上、減免相当額は、一般利用者が負担している状況です。

図表 16 水道料金及び下水道使用料の減免状況

年度	生活保護 世帯数 (世帯)	水道減免 世帯数 (世帯)	下水道減免 世帯数 (世帯)	水道料金 減免額 (円、税込)	下水道使用 料減免額 (円、税込)	減免額 合計 (円、税込)
令和元年度	950	658	603	5,780,215	8,833,038	14,613,253
	1世帯の標準的な減免金額(1か月分)			572(※1)	1230(※2)	1,802

※1 水道料金…基本料金（税込）のみ減免メーター13mm の 1 か月相当分で算定

※2 下水道使用料…基本使用料（税込・20 m³まで）のみ減免 1 か月相当分で算定

現在の減免状況は上表のとおりですが、生活保護減免を廃止することにより、収益が増加し、今後の値上げを抑制することも期待されます。令和元年度の減免額を給水件数・下水道使用件数で割り返した数値は以下のとおりです。

(水道料金)

- ・1件当たりの影響額 年間約 83 円 (月あたり約 7 円) 負担減

(下水道使用料)

- ・1件当たりの影響額 年間約 127 円 (月あたり約 11 円) 負担減

(5) 今後について

このような状況から本懇話会の議論では、生活保護減免制度については、生活保護費に光熱水費（水道料金・下水道使用料）が含まれていること、公営企業会計の原理原則に馴染まないものであること、水道事業では実施が少なく下水道事業においても制度を廃止する事業体があること、などから、減免制度は廃止として進め、経過措置については、そもそも生活保護費に光熱水費含まれていることには変わらないため、設けない、という結論を得ました。